

(仮称)吹田円山町開発事業に係る環境影響評価の土壤汚染調査に関するご報告

大林新星和不動産株式会社

吹田市円山町 76 番他 7 筆の (仮称) 吹田円山町開発事業における、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」手続きに伴って、環境影響評価の評価書提出に向けた市長意見書を受け取る平成 29 年 4 月の段階で、既存建物一体の排煙塔及びその排煙塔に接続した焼却炉が見つかり「評価書 12.6 土壤汚染」に追加となりました。このことに関しまして、改めて、その経緯と評価書提出後に実施しました土壤汚染調査の結果が出ましたのでご報告致します。

1. 経緯

平成 29 年 4 月 18 日に解体工事を行う施工会社からの報告で、図 1、図 2 に示します開発地内南側の既存建物南側に、既存建物と一体となっている排煙塔及び排煙塔に接続した焼却炉 1 基の存在が判明しました。また、既存建物と一体となった排煙塔の下部には、焼却跡が存在し燃え殻が確認されました。

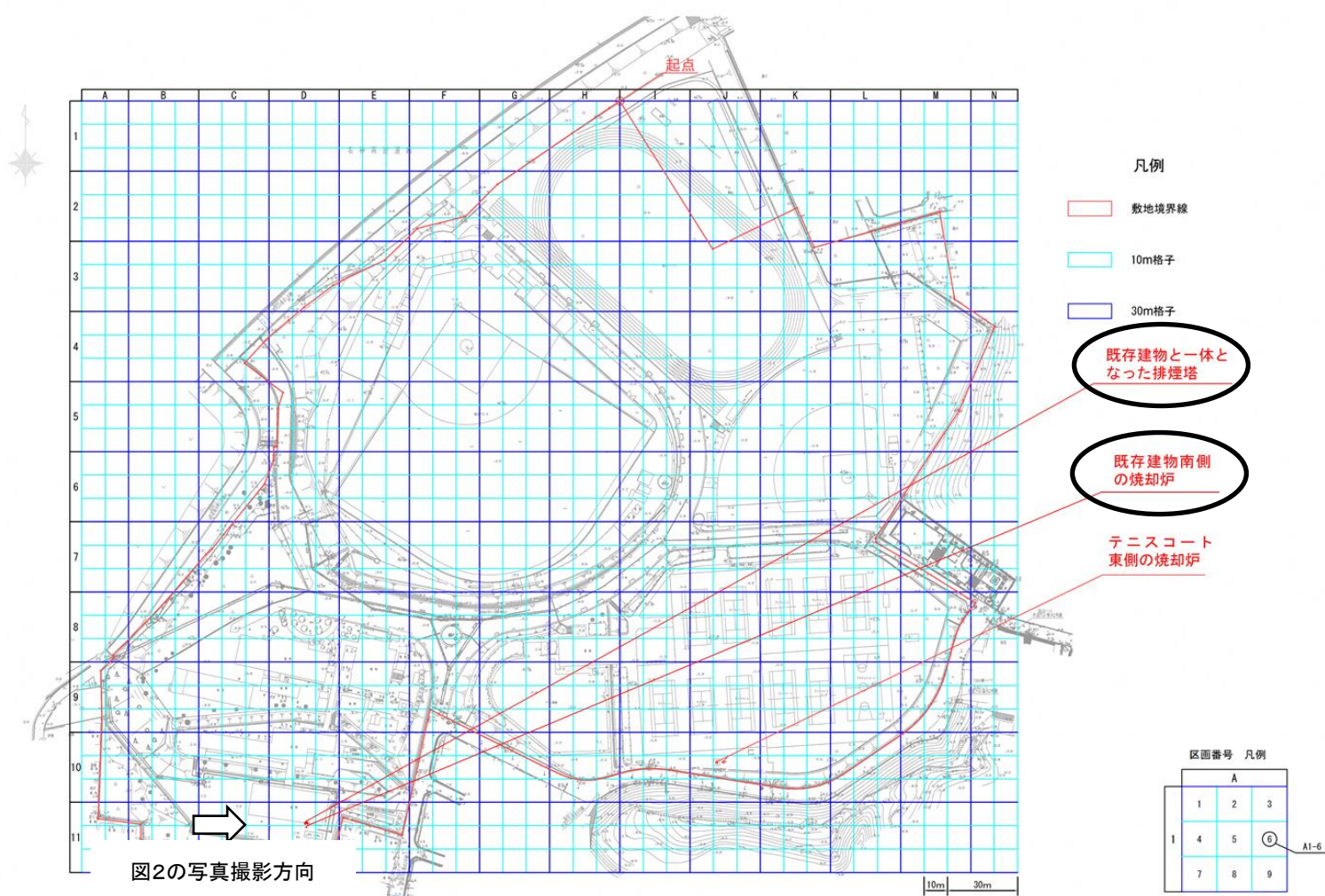


図 1 既存建物一体の排煙塔及びその排煙塔に接続した焼却炉の位置図



図2 既存建物一体の排煙塔及びその排煙塔に接続した焼却炉の状況

これらに対します追加の地歴調査等の結果については、以下に示しますように評価書に記載のとおりです。

既存建物南側の焼却炉については、ヒアリング結果及び平成7年の航空写真から、使用期間は平成7年から平成9年の約2年間で、使用当時は既存建物周辺の維持管理のために剪定した樹木及び枯木の焼却を行っていましたが、その後約20年は使用しておらず、廃棄物の埋設もありません。さらに、使用当時の焼却炉周辺は土間コンクリート及びアスファルト舗装で整備されており、ダイオキシン類による土壤汚染の可能性は低いと考えられました。

また、既存建物と一体となっている排煙塔については、施設給湯を目的としたボイラーの排煙のための施設であります。排煙塔下部に鉄の扉付きの開口部に焼却跡があり、燃え殻が確認されました。採取した燃え殻を分析した結果、ダイオキシン類は土壤含有量の基準値(1,000pg-TEQ/g)を下回る510 pg-TEQ/gでした。

この結果から、既存建物南側の焼却炉及び排煙塔の周辺については、ダイオキシン類による土壤汚染の可能性は低いと考えられますが、排煙塔下部から確認された燃え殻の原因であると考えられる20年以上前の排煙塔の使用方法が不明であることから、ダイオキシン類による土壤汚染の可能性がないとは言い切れないため、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき土壤汚染状況調査を実施しました。

なお、評価書における予測・評価につきましては、土壤汚染が判明した場合の対応として、汚染土壤の掘削除去による措置を「土壤汚染対策法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき適切に実施する計画であり、土壤汚染のない状態とした上で、汚染が確認された範囲の解体及び造成工事に着手することを踏まえ、「本事業における掘削工事等の実施が、事業計画地及び周辺の土壤汚染に及ぼす影響は小さいと予測・評価する。」と記載しております。

以上の予測・評価を記載の上、評価書を提出させていただき、6月23日付けで告示となりました。また、並行して吹田市に提出しておりました府条例に基づく土壤汚染状況調査報告書が、7月26日付けで審査が完了しました。なお、6月27日から、解体工事に着手させていただいておりますが、土壤汚染状況調査報告書の審査完了までは、仮囲いの設置、内装の撤去及び掘削を伴わない上物の撤去を行ってまいりました。

2. 土壤汚染状況調査結果

経緯に記載のとおり、既存建物南側の焼却炉及び排煙塔の周辺について、ダイオキシン類による土壤汚染の可能性がないとは言い切れないため、府条例に基づき土壤汚染状況調査を実施しましたので、その概要と結果についてご報告致します。

①調査概要

ダイオキシン類の調査・分析については「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル」に準じて実施しました。

試料採取は土壤試料の採取は、図3に示しますように、焼却炉及び排煙塔から周辺5mまでの土地で、土壤汚染が存在するおそれがある土地を含む30m区画にて土壤を採取しました。試料の採取に当たっては、アスファルト舗装を除去した後、土壤を金属製のスコップや筒状のサンプラー等を用いて採取しました。採取した土壤は、5地点混合したものを試料とし、ダイオキシン類の分析を実施しました。

調査実施機関及び試料採取日は以下に示すとおりです。

指定調査機関：株式会社シードコンサルタント

指定番号：環2014-5-6

試料採取日：平成29年5月19日

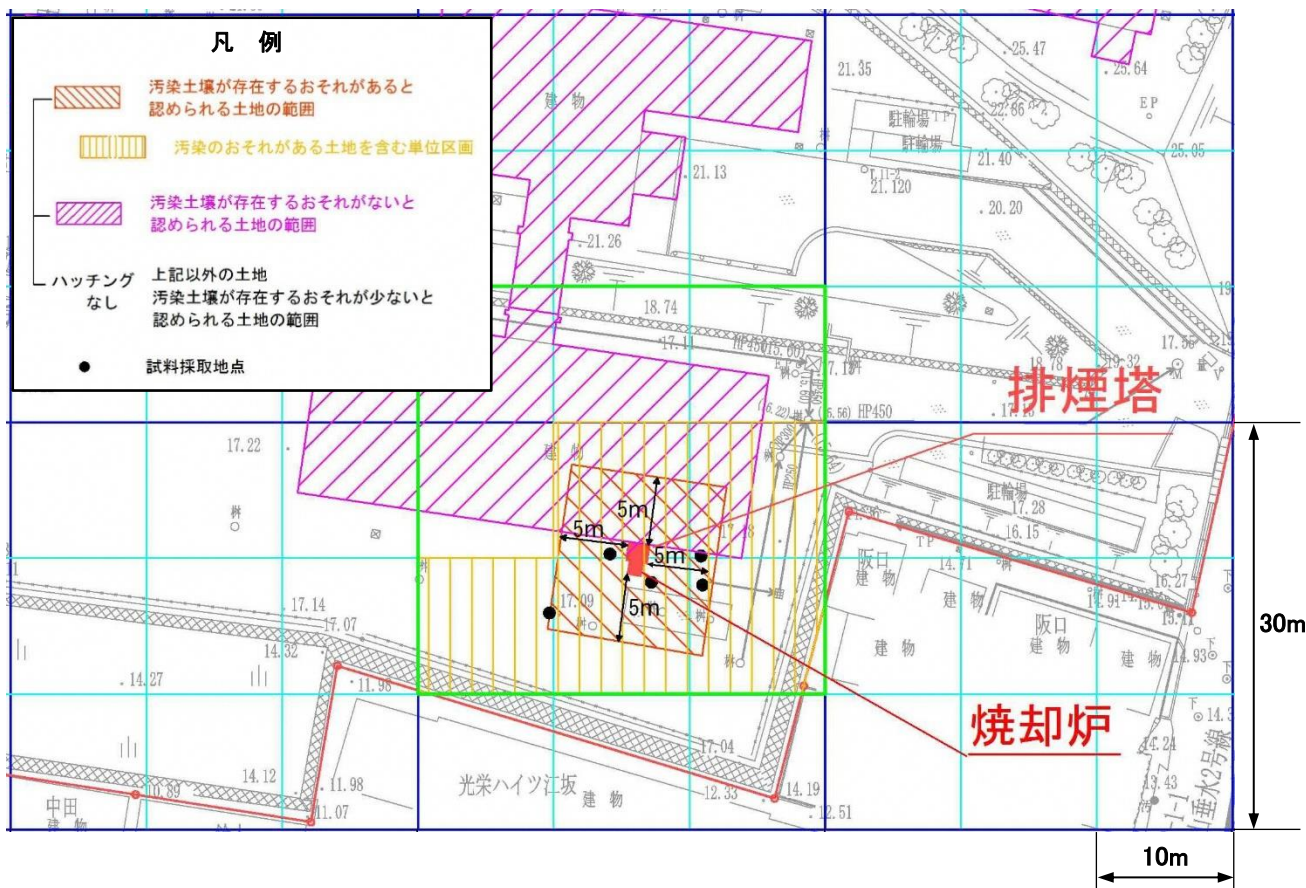


図3 試料採取位置図

②調査結果・評価

採取試料の分析結果は、表1に示すとおりです。

ダイオキシン類の分析結果は、**8.2pg-TEQ/g** であり、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づくダイオキシン類土壌含有量基準に適合していました。

表1 ダイオキシン類分析結果

特定有害物質	試料採取日 5地点混合試料	分析結果	土壌含有量基準 (指定基準)
ダイオキシン類	2017.5.19 D11-2, 3, 4, 5, 6	8.2 pg-TEQ/g	1000 pg-TEQ/g 以下

以上の結果より、本調査地での土壌汚染はないものと判断しました。